

中外新聞

合本

卷二

西垣文庫

特

文庫 10

7323

2

85

80

75

70

65

特 文庫10

7323

不許翻刻

慶應四年四月第三板

中外新聞

二卷

第八號より
第十三號まで

印刷物

中外新聞第八号

慶應四年三月廿一日



二月十五日の御觸書

此度御征討使の差下相成今十五日江戸表に討入の風聞

有之に付此歎願相成以処 大総督府へ伺濟すを以討入

の儀見合以旨参謀西郷吉之助相答以て付屋敷并は市中共

猥に動搖いし意外の不都合相生以てを以の外の儀に

付諸事静穏にいしに沙汰相待の様可致以

三月

第八号

此頃中世上の風聞は三月初旬京都にて騒動ありと云ひ
或は今日二日一戦ありと云ふ噂ありども全く傳聞の
誤あり信用をばうらぐん

數日前上方より来りし人の話は近頃薩長二藩より京都は
領地を献むるの議あり薩州は十萬石を奉り長州は先年侵
掠の地を献む可しと云ふ此二藩も多年の骨折りて王政
を復しぬ加増をも願ふ可きと却て自ら地を献ぜんとも
を大に諸侯の地を削らんとする下心あるべし或る説は加
賀を既に此事を聞きて十萬石の地を献むべき旨を申出せ
しは薩人の取扱りて半高を差上くべしと云ひされば加州

人大に不平ある由其他詳ある事といへども相分らざれども
京都の議論も多分諸大名の半高を差上げさる事と成る
べしとの風聞あるよし

去る十五日頃より三街道の先鋒追々江戸へ入込み毎日市
中を巡見を然とども先々平穩りて市中の者一同少く安
堵を何卒暴発の異変なれなき様と致しし事あり此度
くの如く穩あるハ日光宮様の取扱殊に勝安房守の尽
力にて参謀西郷某の周旋に依り平和と成る由あり

○ 由觸書五通

近日以来追々同志を相うらむ隊名を私に唱へ甚しき者

も本勤有之輩といふども私も隊へ加わりし者も有之哉と
相聞え心得違の事より以後右様の儀を不相成は尤も為筋
見込有之者の各其頭支配へ申立差圖を可受は

三月

近国村民騒立はよ付為鎮撫に差遣は者の内より脱走い
官軍へ對し不都合の所為も有之哉の趣相聞え右に兼
仰出されは趣意は相背きは者共は付嚴重の由處置可
有之は付ては此上心得違無之様可致は

三月

山城田安中納言殿へ由預中の儀は付諸向は田安殿の屋形

へ罷出の用取扱は様可致は委細の儀は目付由目付可
は承合は

三月

三海道官軍の陣營宿外近傍へ分隊止宿相成はよ付其段寄
く向くは通達いよさるべき事

三月

東山道総督岩倉殿の先鋒四谷新宿へ逗首は致は処同所宿
少の趣は市谷尾張殿屋敷へ今十八日繰入相成はいども
由進撃の儀は無之は万市中鎮靜いよ失礼されなき様
嚴重相心得可申は

三月

尾州侯市谷屋敷へ入るるに多分土州因州の兵あり本郷高
輪へも多く入込既に昨今を山城内をも遊歩と
近頃板倉伊賀守も行方を知らん小栗上野介も采邑の辺に
て土民の一揆に襲われ其後如何ありや近藤勇も敗走の
後行方詳あらん其外有名の劍客西洋学者医師等去て他郷
に往きし者頗る多し
日光山門主昨日駿府より山帰輿に成りしに對談相整ひ
しや否も次冊に記さるべし

酒客は多く病を發し長生に難き事古今万国皆然り但し左
に記し一人の如きを奇ありと謂ふべし英吉利人の手記に
曰ハムブルグの商人ホンホルンといふ者廿二年の間一商
社の長より故平日往来せしが此年数の間は同人の飲
む酒の多き積り見るとフランスコの数三万五千六百八
十に及び是を平均算當せれば一日の酒量大凡四壺半に
なりしか只今年齡九十歳より尚壯健あり廿二年の内は平
常より少く飲みしか只兩日あり一日は妻の葬式一日は娘
の婚礼の日ありしと云

○
三月十三日出京都友人の書状より洛中至て平穩にて何事も
これなく市中一同安堵いづ居いともの趣且又遷都の事は
付てを 朝廷も色々評議されし由あるも容易
よ水決定よハ相成申間敷は但し 今上よハ近々大坂へ
行幸せらるべき由

右書状を慥ある便にて信用せざるべき者あり今月初旬上方
よ騒動ありし趣或ハ 天子比叡山へ 行幸ありし途中
よて 鳳輦を奪ひ奉りしあど種々の妄説有之ハ万世人
の迷を醒さん為よろしく記し

又三月十一日出京都書状より曰 朝廷外外国通信の用きよ
て既よ去る三日外国人参 内相済申ハ尤去月晦日参 内
途中乱妨人有之ハ一其右の儀ハ早速申談判済よ相成申ハ
去る九日 主上太政官役所へ 行幸座ハ前後の座固め
尤銃隊よて矢張西洋太鼓を打ありし長門少将を立烏帽子
直垂其外ハ皆衣冠よ座ハ仁和寺官ハいさゞ髪延び不
申白き直垂を召馬上よ座ハ 主上ハ輦よ召召
拜礼の者山の如く座ハ京坂至て穩て婦女子とも羣集
いづ花見等よ出掛申ハ暴ある士至て少く町人あつ大
悦び居し様子よ座ハ

中外新聞第九号

慶應四年三月廿八日

夫れ新聞紙の起原を尋ぬると、キタ 仏蘭西国より、ハ 寛永年中レ
サノウドと云人始めて新聞雜報を集めガセト、リ ドフランス
と名けて之を板行し、英吉利よりハ寛文三年ロゼルレスト
ランジといふ人ゼ子ラルインホルメーリオンと名けて始め
て開板せしと云ふ、ハ 近代に至りてハ西洋諸国を言ふ及
び、ハ 近くハ唐国の上海香港印度のシンガポールセイロン
等を始めサントウ島の如き小国に至るまで新聞紙局ハ
らざる国あり、新聞紙ハ人の智見を廣め士農工商各其職務を

も付て益有る事ハ衆人の知る所あれば論を待たざ然れども其行をさしと行をれざるとい一を国風の異同に因り一と新聞紙の体裁に因り國人新聞を好むと雖も記を所悉く虚妄ありや或を陳腐あると死ハ看る人倦く之を廢む又著述の体裁を宜しけしむ忌諱多くして朝政に閑る事を書記をるを禁せられ或を実事を記せしむ芝居狂言の文句の如く地名人名を取替へて傳ふる如きを亦人の喜ぶざる所あり英吉利人を殊に新聞を好む且其国法書物の著述に禁制あり故に新聞紙の内は國政を批判し役人を諍る等の事なれども少くこれを咎むる事なく却て廷議の

考と云ふ是故に英吉利國ハ新聞紙の盛ある事世界第一と云ふ數年前新聞紙局の數ロンドン府は百六十ヶ處其他諸州は二百三十二ヶ所愛倫は百十七ヶ所蘇格蘭は九十四ヶ所ありといふ今ハ是れも倍をてロンドンは出る新聞紙の最多く行をる者一度は七千万枚を摺出するに至る摺横濱に於て英人の新聞紙を摺始めしを去る文久三年以來にして今ハ其家三軒あり又西洋文を翻譯せし者二三種既に出つと雖もいづれも外国人の手は出さざる者あれば日本の新聞紙とい言ひ難し吾が江戸の開成所より七ヶ年前出版せし事なれども其頃を看る人も少く且故より程ふ

く中絶せり然るに此等吾等の社中より海内海外の事を雜
つ記し出板して公行せしは市中も更あり近国も速に弘
まりて僅に一ヶ月の間既に購求する人千五百名に及べり
世人新聞を好むの時勢なれば依て察をべく文運の開けと
も亦推して知るべし近頃京都より太政官日誌といふ
書板行りて世に流行する然れども是を朝廷の公告あれ
ば吾等が會社の着述を以て竊に比較せん事恐ろしくされ
ば民間に流行する日本新聞紙の濫觴を此中外新聞ありと
言ふ人も亦過當を非ざるべき歟

大樹公上野の岡に寺どころりしとてふよりうけし處を
りけれは

井上文雄

しそれ君うれろりしとてふ此うへの世の中しとてふあり行
らふ

述懐

作者不知

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮淚南柯
入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知氣運推移去月
黑橋頭啼子規

或云會津侯之作

題しらん

伊達自得 紀藩

三吉野は雲井のさくら此春はいくらあるいふよさ記ある

らむ

風をのこころらむもつらやふ櫻花さきいさひてとまればとち。
あり

向島の櫻の枝よげいつけくさうく

とみ人しらん

都して思ひしうも面白し隅田川原の花のソもえ

○

此頃英吉利コンシルの襲^案まれし風説盛し行なれし故第六
号は其事を記せし後尚其虚実を探索^{えんさく}せしは全く浮説^{うたがひ}こそ
実事よし非を依てらしは断置^{せんち}く

西郷吉之助駿府より直^ま上京せし由米月帰着をぐし

○陸軍局布告の文

官軍の内筒拂^{うちづら}ひこれ有るべき由は付万^{ばん}一砲^{ぱう}声相きとえは
とも決して動揺^{どうごう}いふ中まどくは此段向くは不洩^{ふせう}様相達せ
らるべし

三月

○喧嘩^{けんか}をめぐりし始むるはとつみ話

児童教導書一則を訳出せ

いづれの処よりなりん父子同居し二人の子至てあつま
しく暮^くる者なりたり父存生の間の絶^とえて物言^{ものごと}もあつりし

又父死せし時遺物の事よりて不図兄弟喧嘩を始めたり
然るに思ひにけなく其夜盗賊入りて右遺物の品々を奪ひ
去り是をわいて肝心の喧嘩の種は最早ありしに
喧嘩の矢張止まず終は一生涯中悪く暮せしむ我
先生曰一時一物の為は永久莫大の禍を引き出さず少く
す古今大小の事皆然り因て戒む小兒等々てめつと
喧嘩を始むる事あり

○
京都より蒸気船三艘横濱に到着を大原侍従上陸より由
去廿五日横濱より申越し

英漢新聞紙に曰唐国より各国へ條約取結びの爲は使臣を
差遣を以へき旨評決し今年五月よりめて亞墨利加合衆国
へ使節を遣はし

○横濱新報告

廿四日廿五日兩日、當地に於て 勅使大原殿、各国公使を
尋問致されし
東久世前少將殿外一人横濱奉行に任せられ外士官三人と
共、佐賀の蒸気船に乗し七八日の間、此港へ到着し運上
所其外悉く受取られし由夫れまでの内當地を外国人預り支
配し、吳に様、各国公使へ相頼されし

天子ハ去る廿二日一万人許の兵を引率ひんそつして大坂へ
御幸座座い

三月廿六日

中外新聞第十号

慶應四年四月朔日

横濱の新報告

東久世前少将殿并よ肥前侍後三日の間は全權の 勅命を
以て當港へ来著し各国公使は面會し其地の奉行并よ向後
の事を取極む。談判くれはるべき由い
今上皇帝陛下大坂へ 御幸の節六人の諸侯随従まじりせり即ち
長州備前越前肥前肥後藝州これあり京都の留守ハ薩州へ
命めいせられ警衛けいゑいし居い由ゆ
仏蘭西国公使レオンロセス君此度第一等全權ミニストル

又昇進し且同人代任の者西洋六月中は横濱へ来着りて
べくは左に述べられたる君の西洋七月中此表を出帆し帰国
相成るべくは右代任の者は是中アレキサンドリヤの
ンブルゼ子ラールを勤めしウートレイとソム人の由申米
りい

三月廿七日

此頃中の役替 佐久間鑑五郎を町奉行に任し木村兵庫頭
を山勘定奉行松本直一郎を市中取締役の頭とあり
向山隼人心願に依りて免

東本願寺へ大坂猫間川の由固めを仰付られ西本願寺へハ
役々参内の節 御所内焚き出し方を仰付られし由上方
の文通は申越ししより
同一文通の序は左の歎願書の写を差越ししより是の會津侯
の重臣より大政官辨事役所へ出しし文章ありといふ

歎願書

謹而言上仕は老寡君容保後去る成年京師守護職 命せら
れは処獎邑の儀を東奥の藩鎮より且京師を離れし事二百
餘里應援の道も覚束なく力をなかり其任は勝へさらん事
を恐る辞退申しへども其節ハ由事体は艱難 皇国の安危

よかりたりは此場合故強て相勤むべき旨 命せられはよ
付数百年来の 隆恩奉報度闔藩決議京師を以て墳墓の地
と心得罷登り大樹尊 王の趣意遵奉しし 周旋奉職仕
然る処因らば先帝不限の寵愛を蒙り 御賞答の 宸
翰を下し賜たり其外度々 御震筆は下置 恩賜の品も
幾度とあく拜戴仕は元來容保後誠実一心は勵精いし毛
髪も私意無座は又付 先朝以來格別の 依頼を蒙り
大病の折は勿体あくる 至尊の由身を以て 内侍所は於
て 此祈禱は遊下君臣水魚の情態 宸翰の表り 此頭
より下 當朝より先帝以來 敷慮遵奉守護職掌相

勤以訳を以て 推任前後 天恩の有り難き主従感戴泣謝
罷在は随て大樹より度々褒賞有之彼是重くの 隆恩闔
藩肝膽は銘し冥加至極難有仕合奉存は前件の通 兩朝歴
然る 厚眷容保の誠実前後相替りは後寸分も無之は伏
見戦争の後ハ徳川内府上洛先供一同登京の途中発砲致さ
れ武門の習ひ止む事を得ば應兵一戦及びはのみこそ敢
て 闕下を奉犯は後毛頭これあきハ万人の知る所は座
は然るふ今日又於てハ料らば不慮の汚名を蒙りは段臣
子の至情日夜慟哭君冤を雪がされば死さしも不止と闔藩
決心仕居は頑固の習凡何とも撫諭の道無之私共は於てハ

至極苦心仕はる此上を片時も早く雲霧快情一藩の人民安堵仕の様幾重々奉懇願以上

田中土佐 外連名

別紙

宸翰の儀を 先帝 以深意に為入に下置の故深く筐底に蔵め置のへとも藩中危急の今日差迫り以又付内にて覽入を奉り以る 以垂憐に成下下恐 御奏聞の儀奉歎願に恐惶敬白

右願書を

宸翰并

御詠を添へて差出されし由

○三月廿六日横濱出板タイムス新聞

廿二日の朝奉行より觸と出されたる大原前侍従といふ公家 勅命を奉りて横濱受取の為、當港へ來着たるべき由あり此人紀州の蒸気船に乗込み廿三日入津を菊花の仰り、天朝の旗を望みて此地の役人等一時大に混雜せし様子あり

廿四日辨天よかいて 勅使の仏蘭西にニストルよ面會あり又英吉利の公使館を訪ねんとて本町通りを通行せらる其装の大名と大に異あり冠り物の西洋人の用うる中廣の帽子と違ひ當の如き見馴れぬ形の冠あり其人を若年よて

立派に利口らしく見請けしり

勅使直に布令書を出し肥前薩戸筑後の兵を率ゐてくるに
来りし由を觸知らし且箱根より江戸までの道筋を既に悉
く官兵より取切り聊も混雜まじりの事なく氣遣きづひくれなきに付
外国の番兵を引取り以て不苦閑門ふくかん其外番所等引渡し吳と
以様よとの掛合あり我等の方よりても勞倦ろうけんせし兵卒の為よ
を尤好む所ありしべし

大原前侍従を 前將軍より命し置られし神奈川奉行を
其俣ま再勤せしむべしとの風閑ありし左をかくて外様の
大名一人を横濱の奉行に任し近々来着せしといふ此人

を尚在京と云

今度俗務の役人を一人も来らば當分運上所并に諸役所先
く是までの通江戸役人の取扱あり

北国よりの使よを 勅使船より仙臺へ着岸しりし由
多トレルと名くる船兵庫より来たり其話よを其船彼地を

出帆の頃 天子大坂へ此幸あり程あり 此乗船しりて江
戸へ来らせりしべしとの風閑あり

ドル相場四十二匁七分五厘より四十二匁九分五厘
在苗軍船英八艘佛二艘亞二艘宇漏生一艘商船廿五艘

渡部 郎 譯

○
西郷吉之助歸着の由

中外新聞第十一号

慶應四年四月五日

横濱在苗仙蘭西の教師ギノワン氏より一封の書を寄せ且
自筆にて写したる地図一枚と是又添たる一小冊とを贈り
来たり其書中の大意ハ今度江戸にて新聞紙開板と成る
事誠と以て天下有益の盛業あり何卒中絶これなき様致し
度ハ此一小冊ハ世と公布して益有る書なれば急と翻訳し
て新聞の中へ差加へられ様且亦翻訳書往々其実を失ひ
或は新聞紙と於てハ事実を以ざと略して曖昧あり記し方
これらものあり成る丈右様の弊は流まざる様希望此事

よ座座は云く○右の通ヤノワン氏より申来りといへ共
吾自ら仏蘭西文を訳する事能む依て友人入江文郎と乞
て之を翻訳せしむ出板近日より先づ此事を記して
以てヤノワン氏の厚意を酬也と云ふ

四月二日

柳河春三識

去る朔日 勅使柳原殿江戸へ下着あり

此頃中山陽山陰二道の諸国へ去冬の如く神符の類あまた
降り是より依て至て賑あり

京都出板の大政官日誌三月中卷八より既に出来り由

て友人の許より一冊つゝ送り越しより右座上方より何
方の書林より自由と賣買なる由あれども當時飛脚屋荷
物運送差支へ江戸より手に入り難し他日善き都合を得
て彼地の書林へ引合ひ此新聞紙と交易しと兩地互に相弘
むべきなり

帝鑑間諸藩より京都へ歎願書を出し以て謝罪の儀尤も
いへ共大総督立置られ以上の其手を経むるも 関し召
され難きよりの由付札有之因て駿府へ帰り右願書差出し
大総督の落手よ成りたる由

仙臺へ遣はされし 勅使九條殿并澤殿薩長の兵を率

松島へ軍船して到着し瑞巖寺に一泊其後養賢堂といふ学
校に滞留のより
大概平次即ち磐溪を仙臺して大番頭とあり周旋役を勤め
るより
同家の家老伊達將監是亦歎願書を以て出府の由
近日横濱へ来着らるべき人名を東久世前少将肥前侍従并
に徴士井関齊右衛門大隈八太郎陸奥陽之助等ありと云
去る三月廿六日白銀今里村南部遠江守下屋敷火茶庫破裂
し死者二人

題一らぐ

大神の牧

けくれつるは名をもをきけ何事も一のふの岡の花り白雪

○四月二日の觸書

此度一橋殿田安殿の連名の由歎訴状一橋殿の持参東海道
官軍大総督官山方への参上且若年寄大目付の目付も
同様為歎願置出の處上様の恭順の謹慎の由誠意相顯を
れに又付てハ寛大の思召を以て山沙汰の品に先鋒総督
より勅諭を以て仰出さるべくは段仰渡されに又付て
之何れも此上兼ての由趣意厚く相守り弥相慎み居は様可
致し

右の趣向く、早く可相觸以

四月

○京都の觸書の写

此度の一新又付石清水宇佐箱崎等八幡大菩薩の称号止め
させられ八幡大神と奉称の様 仰出されし事
中古以来某權現或ハ牛頭天王ふど、稱し其外佛語を以て
神号と相稱し神社少くづい何とも其社の由緒又基づき
称号相改め可申事

但し 勅祭の神社も伺出の上相改め可申其餘の社の
裁判鎮臺領主支配頭等へ申出相改め可申各相改めの

上を當局へ届出可申事

佛像を以て神体と致しは神社を以来相改可申事

附り本地おど、唱へ佛像を社前へ掛け或ハ鰐口梵鐘
佛具等の類差置きいふハ早く取除け可申事

今般 王政復古旧弊の内一洗を為在は、付諸国大小の神社
よかいて僧形より別當或ハ社僧ふど、相唱へハ輩ハ復飾
に 仰出ハ若復飾の後無餘儀差支られ有る分を可申出ハ
仍て此段可相心得事

但し別當社僧の輩復飾の上ハ是までの僧位僧官返上
勿論よ官位の儀を追て、以沙汰在らせらるべき旨

伺の通は 仰出の事

當今の處衣服を淨衣きんぎょいにて勤仕可致事

右の通相心得復飾い〜い面と當局へ届出可申上い也

辰三月

神祇事務局

○

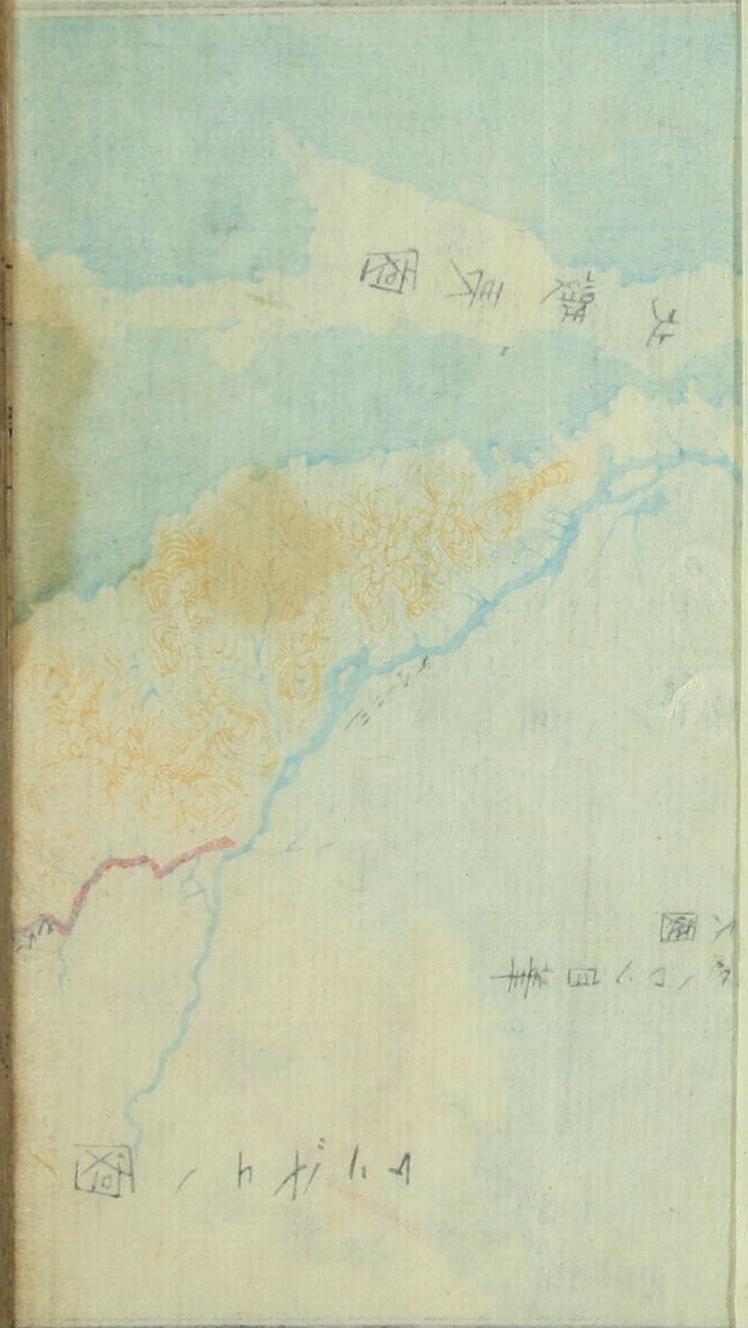
比叡山并よ三井寺の僧徒へ還俗の事を 仰出され〜と

の風聞あり虚実をい〜詳あり〜

勅使橋本殿柳原殿昨四日入城相成は

亞墨利加〜を買入〜 鉄船てつせん志〜二日横濱より着以軍艦役並

小笠原健藏岩田平作乗込〜と来り



膏壤の如くかゝる形勢より何を以て天下に君臨せんや今
般 朝政一新の時より天下億兆一人も其処を得ざる
と記し皆 朕が罪あれば今日の事 朕自身骨を勞し心志
を苦しめ艱難の先より立ち古 列祖の尽させ給ひし難を履
み治蹟を勤めてこそ始めて 天職を奉りて億兆の君より
所より背りざりて往昔 列祖萬機を親らし不臣の節あり有
れり自ら將としてこれを征りてまひ 朝廷の政をべて簡
易にして如此尊重あらざる故君臣相親して上下相愛し徳
沢天下に洽く国威海外に輝きあり然るに近來宇内大に
開け各国四方に相飛雄をりし時より獨我邦のみ世界

の形勢よりとく旧習を固守し 新の效をたうらん 朕徒
らに九重中より安居し一日の安を備ふ百年の憂を忘るる時
を遂に各国の凌侮を受け上を 列聖を辱しめ奉り下を億
兆を苦しめん事を恐る故に 朕らより百官諸侯と廣く相
誓ひ 列祖の偉業を継述し一身の艱難辛苦を問はざ親
ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂に万里の波濤を拓開
し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きよ置らん事を欲
ま汝億兆旧來の陋習を慣れ尊重のみを 朝廷の事とあり
神州の危急を知らざ 朕一たび足を奉まば非常に驚き
種々の疑惑を生し万口紛紜として 朕が志を成さざらん

むる時ハ是 朕をして君より道を失えしむるのみあしん
後て 列祖の天下を失えしむる也汝億兆能く 朕が志を
体認し相率かて私見を去り公議を採り 朕が業を助て
神州を保全し 列聖の神天を慰し奉らしめば生前の幸甚
あしん

右 由宸翰の通廣く天下億兆蒼生を 思食させ給ふ
深き 由仁恵の 由趣意に付未この者に至るまで敬
承し奉り心得違ひこれあく 国家の為に精く其分を
尽すべき事

三月

總裁

輔弼

三月九日 皇帝陛下大政官代へ 行幸在らせられ三職を
召させられ親より蝦夷地開拓の事件を 由下問有之由
一同開拓可然旨を奉答其後酒肴を賜をりし由
同月廿日頃の事ありし下總結城の家臣其主君に叛きて
城せしり忽ち落城せりと云ふ
近国処より一揆起りて穩あらざる風聞あり看官慥あ
告ららば投与し玉ふべし
上方より来りし人の話より京都より世祿を廢止するの論あ

り付て先づ公家より始めざれば天下は普ねく行をたぐべ
うら依て公家の世祿を廢する事不日又布告するべしと
の評判ありと云

箱館に奥州諸藩へ引渡しに成る由彼港の江戸役人等へ
近日帰着をべし

北陸道の 勅使岩倉殿下着りて浅草東本願寺に止宿せ
らる

○ウスリ地方の説 図一枚添 是は仏蘭西のワロン

氏の贈りし者あり○原本は魯西亞人の著述ふし
て是を仏蘭西文に訳し地学会社新聞冊の中へ載

せしり即今一千八百六十八年の刊本あり

入江文郎 訳

去る一千八百五十九年魯西亞政府より黒竜江

図中又アムール川とらる者即ち黒竜江あり

ウスリ川及び其屬地の水辺并は東海の岸に蕃殖せる樹林
を見分るる為は樹林掛り甲必丹ブダイクを頭取とし
て三人の地形学者を遣はしり此諸士官四年間穿鑿を成
し学問上は甚切要ある箇條を多く集録せり扱ブダイクを
氏を其僚佐の集めたる材料と自己の考索とを依りて三部
の書を著ししり其標題左の如し

第一黒竜江ウスリ川及びウスリの向岸の地方は生植せり
諸種樹木の事を記し物産書

第二此度尋ねし地方は於て魯西亞より植民せりは適當
ある場所の樹林の記

第三此地方の凡土の概略

右の書を姑く差置きブゾク左フ氏黒竜江ウスリ川の辺及
ひ東海諸岸の国土の圖を作れり其圖の大きさ真形二百万
分一とし右の諸士官の集説及び前人の諸書に處りて作
れり者あり但し此板本を縮刻せしむるに四百分一に
其穿鑿しし海濱の国土を北緯四十二度より五十五度よ

至り英京グレリン。年チの東經百三十度より百四十二度よ
至る是れ遠大の曠土よし其内の諸地方を氣候土性地形
甚不同なり此地方の内重立ちし山脊をいさめしレコタ
アリン山脈よし黒竜江と東海に注入する諸川との間隔
を成る此山脈をいさめし世は著崗せし且其最高峰の幾何な
るを知らず只知て渡りし所なり此山北方より大に低
く成り一方殊にカンカイ湖よりサイフンに往く路の処に
て終に曠野とあり雨水は依て滋潤を取る
此地方は於て最要用ある湖水はカンカイ湖ありカンカイ
を元來漢語より地中の海と云ふ義あり種々の讀声ありて

カンカともキンカともシ子カイとも唱ふ此湖水の積大凡
空ルスト平方ありの一千箇あり

空ルストを魯西亞の一里より我九町五十二間は當り
其最長き処の第六の固場よりレフーの川口まで九十空ル
ストより最廣き四十乃至八十空ルストあり此湖の測
量いまだ精密あるよと至らざれ共衆説は據るは其底五サ
空ルストより過る処あり水涯より一空ルスト離れて其底半ア
ルニニより深き処の殆んど稀あり

サ空ルストを尺の名より我七尺一寸許アルニニをサ
空ルストの三分一より我二尺四寸弱あり

此湖の七川の水これ又注入を扱をれより出る川をスガ
チヤ川あり湖の周圍のをぐで曠野あり其野の屢々雨降り
て灌溉を其時おとを窪き処と變じて巨大の湖とあり彼此
突起をる処を小島の如し一千八百六十一年は於て喫水二
尺の蒸気船を以てスガチヤの河道を離れて此曠野を駛
行し山の側面此湖は傾接をるを尺ニテありツリ
ログ固場の辺及びハキユ河口と漁師岩の固場との間
あり湖の中腹はあり東及び東南の処よりアスキカンカイ
一タヤウカヤと云へる第二の湖より長さ三十空ルスト幅
二空ルストより五空ルストに至る狭き地腰ありて二湖の

間隔を成る湖の周辺の草木甚と多うらざれとも遠く離ま
ざる諸山も松林あり

カンカイ湖と甚ど烈風多し三日の間静ある事稀あり湖
上よ起る烈風暴雨の根原を考究するは湖水の占位せる廣
谷の周圍に於て其山と深谷と断截せられ温度の僅の変
て凡其断截の間を吹過するあり

湖より洩れ去る水流スレガチヤを湖とウスリ川との間
て地行して曠野を貫けり此川水の湖より出る所は魯西亞
の固場及び支那の石ニ湖詳を建てりスレガチヤ川を屢
溢して曠野は灌ぐ或一年の内数度及ぶ事あり其濱は

え樹木甚稀あり

レコタアリニ山よりウスリ湾の直線の方角へレブルー川
五十空ルストの長さ奔注を河辺の溪谷皆豊草の地より
其源を諸高山の中より在り松杉の密林夾列を河の中腹も樹
林夥し此処は平菓沙梨櫻杏等の樹あり

ポレエテ湾より一千八百六十一年九月一日より一千八百
六十二年九月一日までの温度レオウムル氏の寒暖計より
夏十六度五十三分秋四度九分冬氷点下七度六十二分春
と五度六十一分一年平均中等の度の度ハ四度八分あり
ポレエテ湾を大抵氷結する事あり年中着船するは妨あり

ウラライウスストックを一月間或ハ半月間氷結をオルガ及びウ
ラライシル湾に於てハ大凡二月半程も凍こもりり此兩湾ウラライシル湾の間の
海の氷ハ甚薄うすし且年々必しもこれ程も非むホルタエン
ペリヤルの港ハ十一月の上旬より三月の下旬まで凍結以
カストリニコラエスク二港の間は於てハ黑竜江十一月の
初より五月十日或ハ廿日頃まで氷の下は潜流せんりゅうをウスリ川
を只十一月の末に初めて氷を覆おほふ然れどもノエルの辺は
於てあらてハ氷上の通行を試る者あり此川はマルの辺或
をそれより前の處に於てハ氷ありスイフンも大凡四ヶ月の
間凍り其水流甚し迅疾じんぱつあれば氷其全面を覆おほふ且其甚北

方より倚よる處にても亦然りボードスンガリ川は於て見る
所と同様あり故にボラ及びエマを只彼此の処に於て凍る
のみ ○訳文尚長ながけれハ後冊に続出を

○日本國當今急務五ヶ条の事

- 一 我日本の永久獨立国になるべし決かして他国の附屬ふぞくとな
らばならざるべし
- 二 我日本獨立せんと欲せば是は相應せる国力を起さざ
るべし
- 三 右国力を起さんと欲せば日本國中宜く一致いっしするべし

四 日本国中の一致せん事を欲せば国人をして悉く政府の政に後を以てむべし

五 国人をして政府の政に後を以てせんと欲せば政府より廣く日本国中の説を採るべし決して一方の説に泥むべし

右五ヶ條西洋国法学の大綱領に基つきて我国當今の急務を揭示せしむるのあり

戊辰四月 江戸開成所 神田孝平識

○附西洋国法学に關する書目

万国公法 既刻 西洋事情 既刻 同外篇 近刻

泰西国法論 既刻 經濟小学 既刻 隣草 未刻

英政如何 近刻

○題しるべし ともひ人あしるべし

君とあしるうらなからいとみあふ都もひあもはるはの世や

はるひあも玉とみ玉も何る世む瓦と共よくけけりく世の
或曰安房守義邦 勝

打手の使きしるしるふ とも人あしるべし

はるはる 我世もおあし浮雲の上野の櫻今うちらむ

下恐以書付奉歎願以

一 私共後下賤の身を以て恐を不顧奉歎願以後も甚以奉恐入以由儀よる由座以へ共是れで数年来泰平の由恩沢に浴し以り全く天朝并よ徳川家の由徳沢よ由座以処今日の由場合下賤の身よる更よ奉存以儀よ無由座以へ共追て町奉行所より江戸市中へ觸出され以書付等の趣よてを下恐東叡山よ由謹慎罪を由一身よ由引請諸人の苦を由救ひは遊度厚き思召の程如何も難有奉恐入涕泣の至よ由座以然る処追て由先鋒由縁入相成以よ付市中一同晝夜寐食を忘る恐宿罷應以何卒廣大の由慈悲を以て下

この者共まで安心仕以様 由憐愍の由沙汰よ成下置以様一同奉願上以以上

慶應四年辰四月五日

連名九十餘人

右に 由先鋒の宿所へ差出し難願書よて駒込

巢鴨小石川音羽太塚谷中本郷菊坂辺町と町人總代

名主加判の書面あり

福沢諭吉の藏板西洋旅案内といふ書を重板いしし西洋事情後編と名づけて賣出せし者あり其名前任所相分り以て板元へ由知らせら下度以

重板ハ万国普通ふつうの嚴禁かんきんあり然るに奸商かんしやう往々此禁を犯かす者
少くなく此度ハ制度ハ一新の折柄あひら何卒此律を嚴正いんせいよ
王もん事海内著述家ちよぶつの至願あり

中外新聞第十三号

慶應四年四月十三日

仙臺侯の建白書

此頃浪華の書信中ニ此一通を寄せ來る依て即
ち印刷を但其写本極めて匆卒さうそつ又写ししる者
見えて往々誤脱ごたく讀之難き處あり今筆又随て一
ニを補正おぎなせし雖も尚悉く訂おとを事能じよく看み官若
し善本を得む幸さいふられを校正せし

就徳川□□叛逆はんぎやく為追討近日官軍東海東山北陸三道より
可令進發しんぱつの旨しむは仰出付て奥羽之諸藩宜知尊そん王之大

義相共謀援六師征討之決旨 由沙汰之趣以由書付は
仰渡猶又會津容保此度徳川□□叛逆よ与一 錦旗へ砲発
大逆無道可也發征伐軍は間臣慶邦一手を以て本城襲撃速
よ可奏追討之功旨 由沙汰之趣謹て奉畏は若松東北の一
孤城と雖も臣慶邦一手よ襲撃は 仰付は段を武門の面目
も叶ひ難有奉存は速よ一藩中よ布告出陣の用意仕 官
軍は進発の期よハ速よ應援襲撃可仕は然処弊藩奥海の濱
よ僻在仕道路遼遠 朝廷は決議の由深旨も詳細不奉辨樂
内上固之形勢等唯ハ傳聞而已真偽虚実明白決ハ難く固陋
一隅の見を以て言上仕は後千万恐悚の至よ奉存はハ共既

よ廣く言路を開らせられ以上を存付の次第黙止居はてハ
臣子の分難尽不顧忌諱左よ奉言上は 王政復古 朝議は
一新の折柄一旦天下の兵をば為動関東 由征伐は為在は
段ハ乍恐重大の事件深き 歡慮もば為在は上とハ奉存は
ハ共天下の人心帰着仕は事よ無之はてハ難は為成然るよ
先達て□□御用は為在冬 内可仕旨由沙汰よ付會桑等先
手よ仕上京仕は中途右兩藩より 官軍へ砲発仕はハ叛逆
無紛大逆無道の朝敵よ付追討將軍を以て 由征討は為在
は趣由布告よ相成は処□□臣下等布告の趣よてハ先手の
者関門ハ差掛りは節儀よ薩藩勢より及砲発不得止争闘よ

至りの由より有之如何にも倉卒紛擾の間砲発いづれ先孰
れ後不明不相辨風聞も有之臣慶邦 由沙汰の趣を奉疑
□□布告の旨を信下りい曾て無由座いへ共発砲前後判
然不相辨より人心疑惑十は八九を可有之是も人心一定不
仕一条の由座い徳川祖先數百年の禍乱を定め撥乱反正大
勲勞を今更申上り迄もこれなく累世偃武修文海内を鎮靜
仕の事既は二百餘年の久きも及び運澆季は属し武威漸く
不振遂は嘉永癸丑年以來外夷陸續紛至人心騷然其間は
□□處置宜を得を失体不當の儀不少も可有之いへ共今日
よ至り既は政令帰一公平正大の旨を以て 皇国を安ん

奉らんる為は政權を 朝廷は奉歸以上を又何事を企望仕
可奉背 朝廷哉と人心の疑惑十は八九は可有之是人心一
定不仕二条の由座い方今 王政復古紀綱一新万民刮目の
聖運は相當繼天立極万世無窮の由大策は為建誠は親民
如赤子民の奉仰 朝廷又如父母一夫不得其所者まきを欽
慕仕の折柄一朝海内の兵をば為動無辜の万民水火塗炭の
苦は陷りい段可哀可憐之至必 幼帝の 聖慮は為出い
よは有之間敷と人心の疑惑十は八九は可有之是人心一定
不仕は三条の由座い□□既は退去仕の後泰然不動恭順罷
在り由然るも先年毛利大膳大夫家来共 闕下は於て砲発

仕以段を一時卒尔の誤一旦朝敵の汚名を蒙り以て共真情
実意明白に相顕をれ以上を寛大の仁恕を以て官位復
故入京御免は成下り此儀□□とて一旦祖先の大功を
は為棄徒らに発砲の前後を以て叛名を以て定めては諸藩
の心服を勿論下り賤民に至るまで感服を仕間敷人必の疑
惑十に八九に可有之是人必一定不仕四條は此座に抑又外
夷は交通の儀追々此多端は此為成當今既に十餘国も相
及び此時に當りて一旦天下の兵を動し四海鼎沸の勢に至
り以て彼等と雖も必を坐して傍觀を仕間敷各國帝王の
指揮を受け如何なる挙動に及びいれ難計然る時ハ此國辱

を宇内の万民は此為流に姿りも相成人心の疑惑のみあり
ず寒心杞憂痛哭仕以者又十に八九に可有之是人心一定不
仕五條は此座に彼是を以て深思熟慮仕以て朝廷より出
師追討の儀暫く此用捨此為在□□等此譴責の儀廣く諸藩
の論定を以て為尽天下と共に正大公明無偏無黨の公論に帰
し此處置は為在いれ必しも不勞六師彼自ら服従可仕
此段竊に奉懇願企望は古語にも輝徳不輝兵を先王の美德
と仕又裴晉公の處置得宜能服其心と申格言も此座に
是是等の處に此目的を以て注王政復古曠世之此成業此
大成は為在は様仕度臣慶邦微衷此諒察偏に奉希望は若

一不然一旦赫怒萬民の服不服をも由問無之躁急 由追討
と申事よてハ諸藩の向背も難計海内分裂群雄割據慶元以
前より十倍もの大乱を醸し加之外夷其衅を窺ひ 皇国古
今未曾有の事変を生し却て轉福為禍と申ものよて千万非
計之得者也臣慶邦竊も痛心恐惶仕ハ不肖の浅見菲論極め
て 由採用まも相成間敷と覺悟仕ハ共如是 由成運
の機會も黙止仕ハてを却て不忠の筋も當り可申と不顧
越俎謹て奉言上ハ臣慶邦誠恐誠恐頓首謹言

二月 日

仙臺中將

鴨西外史評通篇叙事詳密章法分明無隔靴之憾假令其言

不必中肯綮尚不失黃絹幼婦之稱也况其所論確不可拔乎

○四月七日夜 於平岡丹波守宅申渡

塚原寛十郎

名代姓名略也

兼て逼塞ひつさくハ 仰付置ハ塚原但馬事重罪じゆうざいよるよ依り可ハ處
嚴科の処格別の寛典を以死一等可ハ宥 勅諭ハ付ハ裁許
の品可申渡ハ出奔ハ付尋出ハ様可ハ致ハ

小野内膳

兼て逼塞ハ 仰付置ハ其方事重罪よるよ依り可ハ處嚴科
の処格別の寛典を以死一等可ハ宥 勅諭ハ付永ハ預の格

揚座敷へは差遣りの也

龍川播摩

兼て逼塞に 仰付置以其方事可_レ處嚴料の處格別の寛典
を以て處置可致旨 勅設_二付永^{ちぎ}熱居_一に 仰付に

平山図書

同文言

設樂備中

兼て登城見合の様相達置以其方事可_レ處嚴料の處格別の
寛典を以て所置可致旨 勅設_二付^{ちぎ}熱居_一に 仰付に

榎本對馬

同文言

室賀甲斐

同文言 剛門

大久保主膳

戸田肥後

同文言

永井玄蕃

兼て逼塞に 仰付以其方事云々同文言
右之通

○
去月廿六日 皇帝陛下自ら御船に乗りけり天保山辺に碇泊しける外国船を巡見しける此時諸船より祝砲を發せ其声天に轟くと云ふ是は横濱新聞に載る所あり
三條殿中御門殿并は毛利路守各其嫡子を学藝傳習の爲に英吉利に遣はせり
英人サトウ曰新聞紙を成る丈事實をよく糾して実説を載せる様なきべし其故は天下の人民に信用せらるる物なれを其關係小あらざるを以てあり大久保氏の建白會津藩の歎願書ふしを出しける最も佳あり吾既は英文に訳して新

聞局へ贈たり是は日本の事情を外国人にも廣く知らしめんが爲あり

同人又曰第二号はサトウを土州侯の側と記せり是傳聞の誤あり吾只土州容堂老侯の病に依て醫士并リスを周旋せしのみ

中外新聞第十三号終

